平成31年度　事業計画

Ⅰ　基本方針

我が国の経済は緩やかな回復基調が続いており、先行きについても雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されている。また、県内の景気については雇用情勢が堅調に推移しているものの、生産活動や消費関連がやや弱含むなど、全体として弱まりつつある状況である。

社会福祉を取り巻く環境については、平成28年の社会福祉法の改正に伴い、福祉サービスの供給体制の整備及びその充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直しや事業運営の透明性の確保などを図ることとされている一方で、福祉分野における人材確保は引き続き困難な状況が続いている。

このような中、当事業団においては平成28年度から30年度までの第二期経営計画の基本的な方向性を踏まえつつ、鹿児島県社会福祉事業団基本理念（以下「事業団基本理念」という。）に基づき、「利用者満足」「地域満足」「職員満足」「経営満足」の四者満足の実現を図るため、平成31年から新たな３か年を計画期間とする「鹿児島県社会福祉事業団経営計画2019」をとりまとめた。

平成31年度については、同計画の初年度として計画的な推進体制を構築するとともに各般の事業実施に取り組み、地域における社会福祉事業の担い手として、より水準の高い事業経営を推進する。

１　質の高いサービスの提供

利用者一人ひとりの人権を尊重し、個人の尊厳に配慮した質の高いサービスを提供するため、職員の人権意識の醸成を図るとともに、第三者評価の受審や施設内サービス評価を推進する。また、児童養護施設の将来ビジョンや障害福祉サービスの充実に向けた検討を進めるとともに、利用者の安心・安全を確保するためのリスクマネジメント体制の強化を図る。

２　地域福祉の推進

地域共生社会の実現に寄与するため、地域における公益的な取組の推進を図るとともに、事業団が持つ様々な分野の専門性を生かし、地域に必要とされ貢献できる新規事業の検討を行う。また、事業団の理念や活動状況等を積極的に情報発信し、地域住民等からより一層の信頼を得ることができるような取組を推進する。

３　経営基盤の強化

安定的かつ永続的なサービスを提供することができるよう経営基盤を強化するため、月次実績会議の充実を図るとともに、ガバナンスや財務規律の強化に向けた取組を行う。また、職員一人ひとりが高い倫理性を持って職務の遂行ができるよう、コンプライアンスの徹底を図る。

４　人材の育成

職員がやりがいと希望を持って働ける魅力ある施設づくりを目指し、キャリアパス制度、勤務評価制度、職員研修制度の見直しを図る。また、より効果的な広報媒体やツールを活用して人材確保の取組を強化するとともに、資格取得や実務研究論文等の作成・発表を推進し、職員の専門性の向上を図る。

Ⅱ　施設別事業計画

1　児童養護施設　仁風学園　　定員100人（暫定68人）

（1）質の高いサービスの提供

事業団基本理念をもとに、子ども一人ひとりの自己決定と選択を尊重しながら、子ども達が心身ともに健やかに養育され､継続的で安定した愛着関係が築かれるよう支援し、児童の家庭復帰や親子関係の再構築支援等を充実させる。

老朽化した現在の建物の全面改築においては、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、施設の高機能化及び多機能化、小規模かつ地域分散化を図るため、より家庭的で快適な生活環境の整備に向けた基本計画を策定するとともに、今年度末策定される「県社会的養育計画」の内容に対応した計画の見直しを行う。

また、地域小規模児童養護施設設置へ向けた調査を行うとともに、敷地内の「たんぽぽホーム」を活用した小規模グループケアを試行的に実施し、小規模化・地域分散化への移行に向けて段階的に支援内容や支援スキルの向上を図る。

学習支援については、教材等を使用し基礎学力向上に適した支援方法等について調査研究し学習支援体制の充実・強化を図るとともに、子ども一人ひとりのニーズに合った質の高い養育・支援を行うために、福祉サービス第三者評価を受審する。

安全管理面においては､職員相互の情報の共有化や関係機関等との連絡体制を強化し、危機管理体制を充実させるとともに、衛生管理の徹底、感染症予防対策に努め、安全・安心な施設運営を行う。

（2）地域福祉の推進

子育てサロンの実施及び地域のネットワーク作りを行いながら、施設に求められているニーズについて把握する。

また、地域子育て支援として、子育て短期支援事業の委託や児童相談所からの一時保護委託を可能な限り受け入れるとともに、里親支援専門相談員を中心に里親支援に取り組み、家庭的養護の推進を図る。

（3）経営基盤の強化

業務の見直しや経費節減の徹底を図りながら経営改善に取り組むとともに、関係機関との連携を密にして入所児童の確保に努め、子育て短期支援事業の委託や一時保護委託を積極的に受け入れ、収入増を図る。

全面改築を予定している施設整備については、今後策定される鹿児島県社会的養育推進計画の内容を踏まえ、施設整備計画の策定を行う。

（4）人材の育成

直接処遇職員においては、地域小規模児童養護施設を運営していくために必要なスキルアップを目指し、全養協発行の「児童養護施設の研修体系」を活用した研修や職員個々に合わせた様々な研修に参加することにより幅広い専門知識の習得や支援技術の向上に努め、人材の育成を図る。

また、若葉学園と合同のコンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、業務の専門性を高めながら、処遇の難しい子どもや思春期を迎えた子どもに対するケア技術の向上を図る。

２　児童養護施設　若葉学園　　定員88人（暫定80人）

（１）質の高いサービスの提供

事業団基本理念をもとに、子ども一人ひとりの自己決定と選択を尊重しながら、子どもたちが心身ともに健やかに養育され、継続的で安定した愛着関係が築かれるよう支援し、虐待を受けた子どもたちへの心理面からの支援や親子関係構築に向けた保護者等への支援、発達に課題のある児童の療育支援等、ケアニーズの高い子ども達の支援の充実を図るため、関係機関、医療機関と連携した個別支援の充実に努める。

現在のユニット型の住環境と小規模グループケアの特徴を生かした、より家庭的な養育環境とするために、ユニットの定員を少なくし、地域小規模児童養護施設への移行を検討する。

施設運営指針に沿った質の高いサービスの提供・維持をするために、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの内容の検証、改善を行いサービスの質の向上を図る。

また、事業団危機管理指針に基づくリスクマネジメント体制を構築することにより、子どもと施設の安全・安心の確保に努める。

（２）地域福祉の推進

地域子育て支援の拠点としての社会的養護の役割を推進するために、ショートステイ利用や児童相談所からの一時保護委託事業を積極的に受け入れ、利用家族への相談・支援等の福祉サービスの提供に努めるとともに、里親やショートステイ利用世帯、地域の子育て親子等を含む在宅支援を強化し、地域の中で養育の機能を果たせるよう努める。

姶良市、霧島市、湧水町での里親制度説明会の開催や里親サロン、レスパイト・ケアを実施し、姶良市要保護児童対策協議会、帖佐校区コミュニティ協議会等の各関係機関とのネットワークを活用した連携を図りながら地域福祉の増進に努める。

地域の子育て親子を対象とした「子育て講座」の充実や、校区の地域づくりの行事に積極的に参加し、地域における公益的な取組の推進に努める。

（３）経営基盤の強化

業務の見直しや経費節減の徹底を図りながら経営改善に取り組み、各関係機関と連携を図り、入所児童の確保に努めるとともに、ショートステイ利用、一時保護委託の積極的な受入に努める。

新たな県社会的養育推進計画の内容を見極め、当園の社会的養育推進計画の作成及び推進を図り経営基盤の強化を図るとともに、月次分析会議等を通じ、職員が施設の経営状況等を把握し、業務の見直しや経費削減の徹底を図り、効率的な業務執行に努める。

（４）人材の育成

職員の資質向上とケアニーズの高い子どもの専門的な養育を行うため、高度な専門知識を有する職員の育成を目指すとともに、各ユニットの次代のリーダーの育成・強化に努めるため、県内外の各種団体等の研修、専門的機関の研修、中堅職員やリーダー育成研修にも積極的に参加する。

仁風学園と合同のコンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、処遇の難しい子どもや思春期を迎えた子どもに対するケア技術の向上及び小規模化へ向けた人材の育成に努めるとともに、小規模グループケアの運営及び実践を通して、支援のあり方や支援技術の確立を図る。

３　養護老人ホーム　慈眼寺寿光園　　定員70人

（１）　質の高いサービスの提供

利用者に療養支援を必要とする中重度の要介護高齢者が年々増えつつある中、利用者の安全・安心な生活を切れ目なく支えるため、県内で一般型特定施設の指定を受けて先進的な取組を行う養護老人ホームとの間で支援・介護技術や接遇の向上、現場の支援業務の標準化や教育指導体制の確立、ＩＴ化等の業務運営上の諸課題について情報交換・共同研究等を行いながら、専門性の高い社会生活支援や身体介護、機能訓練など質の高いサービスを提供できるように努める。

重度の要介護高齢者等で共同生活が困難となった利用者については、本人及び家族が希望する特別養護老人ホーム等の施設や医療機関への施設移行が円滑に実現されるように努める。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

（２）　地域福祉の推進

地域の中で有料老人ホーム等と異なる当園の社会生活支援の役割に関する認知度を高め、地域から支持される福祉施設となるよう、広報誌等により当園の理念や特色をＰＲするとともに、新たに地域における公益的な取組として「慈眼寺地区一人暮らし高齢者生活困りごと相談事業」や「健康・生活講座開催事業」を実施することにより、民生委員・自治会長をはじめ地域住民との交流・連携の拡大・強化等を図りながら、地域における高齢者福祉の相談拠点としての機能の向上に努める。

（３）　経営基盤の強化

福祉と経済性のバランスをチェックする経営委員会を立ち上げ、経営環境の変化に伴う新規措置人員の動向に留意しながら､利用者の安定的な確保や介護サービスの適切な提供に努めることはもとより、入所定員の在り方に関する必要な見直しや介護報酬加算の新規取得に関する具体的な検討等を通じて、経営の更なる健全化・安定化を図る。

また、国の配置基準を下回る直接処遇職員の欠員が発生すると、介助事故等のリスクが高まるほか、介護報酬の大幅な減収や介護保険サービス事業の休止・廃止というような深刻な事態に陥ることから、必要な職員体制の強化を図る。

さらに、築35年が経過する施設・設備については、経年劣化が顕著に進行していることから、経営基盤を不安定化させることのないよう長寿命化の観点から特に緊急性の高い設備の補修・更新に要する費用の調査を実施する。

（４）　人材の育成

身元引受人等の頼りになる家族のいない利用者に対する社会生活支援並びに要介護高齢者の身体介護、機能訓練及び療養支援に必要となる専門知識・技術の習得ができるよう職場研修を計画的に実施し、全職員の福祉・介護の専門性の向上に努める。

また、将来の外国人労働者・技能実習生の受入れを視野に入れ、初心者を介護人材として育成することができるようチームリーダーやアセッサー（介護技術の評価者）等の育成を更に推進するなど現場の教育指導（ＯＪＴ）体制の確立に努めるほか、ＩＴ化による業務効率の向上に関する調査・検討を行う。

４　婦人保護施設　　定員30人

（１）質の高いサービスの提供

利用者個人の尊厳と権利を守り、安全・安心な生活環境の確保に努め、利用者一人ひとりの自己実現と福祉の向上が図られるよう気持ちに寄り添い、複合的な問題を抱えた利用者の援助支援に取り組む。そのために、従来の個別支援計画を見直し、個々のニーズに応じた具体的な支援内容の充実を図る。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

様々な利用者のニーズに応じて統一したサービスを提供できるよう、支援マニュアルの見直しや支援メニューの検討を行うとともに、個別対応職員を配置し、これまで以上に利用者と職員の信頼関係の構築に努め、支援面における強化を図る。

将来的に同伴児のいる女性の利用ニーズも考えられることから、その受け入れに関する調査・検討を行う。

また、苦情処理体制の利用者への周知と迅速な解決に努めるとともに、第三者委員と利用者の意見交換会を実施する。

（２）地域福祉の推進

婦人保護施設として、女性相談センターや関係機関との連携・協働を図るとともに、女性に対する暴力をなくす運動に参加し、地域福祉の増進を図る。

地域で生活する退所者が困ったときに気軽に相談したり、生活の困りごとを把握・サポートして問題が深刻化・複雑化する前に問題解決ができるように取り組むとともに、茶話会など交流の場を設け、幅広く対応できるようにする。

（３）経営基盤の強化

女性相談センターとの信頼関係の構築と連携強化を図るとともに関係機関に対する広報活動を行う。また、関係機関と緊密に連携し、援助を必要とする人々の積極的な受け入れを行い、利用者確保に努める。

婦人保護施設としての機能が十分に発揮できるよう、安全・安心な施設環境を確保するとともに、全職員が経営指標や月次目標値を把握し、徹底したコスト削減に努める。

（４）人材育成

職員研修規程に基づく研修に参加するとともに、婦人保護制度に関する情報収集に努めながら県内外の各種研修に参加し、支援スキルの向上を図る。

外部講師を招き、業務に必要とされる各種法令等、若年女性を取り巻く現状の理解、心理や精神障害及び発達障害についての特性等に関する研修会を実施するとともに、母子生活支援施設との合同研修を実施し、より専門性の高い技術の向上に努める。

また、職員が働きやすく風通しのよい職場環境づくりに努める。

５　保育所　同胞保育園　　定員150人

（１）質の高いサービスの提供

保育所保育指針改定に伴い、新しい視点で一人ひとりの個性・感性を大切に、健やかな体と優しい心を養うために全職員が同じ方向性で保育に取り組み、その中から見えてくる支援を要する子に対して、作業療法士や心理士等の助言をもとに、個々の成長に合わせた保育の展開を行い、保護者や関係機関と情報を共有し支援の充実を図る。

同胞学童クラブにおいては、学校や関係機関と連携を図り、充実した放課後を過ごすための支援を行うほか、子ども達の発達や養育環境の状況を把握し、安心して過ごせる生活の場としての環境を整え、情緒の安定や様々な経験を通して自主性、社会性及び創造性を身につけられるよう支援する。

園舎の全面改築から10年が経つことから、保育環境を整え、安全・安心して園児が過ごせる空間の維持管理に努める。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と保護者ニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

（２）地域福祉の推進

保護者の子育て等に関する相談等に対応するため、関係機関や専門機関との連携を図り、きめ細やかな支援につなげることにより、地域福祉の増進を図る。

保育所から小学校へのスムーズな移行ができるよう、日頃から小学校との情報交換を行い、連携を図る。

地域子育て支援センターにおいては、地域の子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的とし、地域の子育て家庭に対する相談支援を行うとともに、各種子育てに関する情報提供等を行い、育児不安等の解消を図る。

ホームページを通して様々な活動の情報を、幅広く発信するとともに、地域との交流をより積極的に行うことができるような活動について検討する。

（３）経営基盤の強化

保育士の確保に努めるとともに入所児童の受入を積極的に進め、保育内容の充実を図り、利用者に選ばれる保育所を目指す。

幼児教育無償化制度の実施に伴う業務について、関係機関と連携を図り、円滑な対応を検討する。

また、月次実績報告の分析の内容について、全職員が理解し、コスト節減に努める。

（４）人材の育成

保育士、支援員の体系的な研修計画を作成し、保育の技術や専門性を磨くための研修に積極的に参加し、職員のキャリアに応じたスキルアップに努める。

職場内研修については、主に専門分野の研修を充実させることで、安全・安心して子どもを託せる保育園として組織力や支援力のアップに努める。

また、鹿児島みなみ保育園と合同で保育士育成のための新人研修に関するマニュアルを作成し、新任保育士の育成の強化を図る。

６　保育所　鹿児島みなみ保育園　　定員110人

（１）質の高いサービスの提供

新しい保育所保育指針、事業団基本理念、園の保育理念に基づき、心身ともに豊かで健やかに育つために保育内容の充実を図り、保護者が安心して子どもを託せる保育園づくりに努める。また、障害のある子や支援を要する子どもに対し、臨床心理士や作業療法士、言語聴覚士による幼児保育相談会や保護者向けのセミナーを開催し、一人ひとりの個性を大切にしながら保護者や関係機関と情報共有し、支援内容の充実を図る。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と保護者ニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

子どもの保育環境の安全確保の観点から、防災について各種訓練を行うとともに、子どもの健康状態の把握に努めながら感染症・食中毒予防のため､衛生意識の向上を図る。

また、全面改築後９年が経過していることから保育環境の整備を推進し、利用者に評価され選ばれる保育園づくりに努める。

子どもの事故防止を図るため、ヒヤリハット・事故報告書について職員会議等での要因分析や情報共有を図りながら、再発防止に努め危険に対する気づき、予測、回避能力の向上に努める。

（２）地域福祉の推進

地域の子育て世帯を対象とした子育て支援の充実を図り、地域の育児等に関する不安感の緩和に努める。

子育て支援事業（にこにこランド）について、外部講師の導入を検討するとともに積極的な広報活動を行うことにより利用者増を図る。

また、関係機関との連携、専門性を生かした保育を行い、保護者の育児不安の解消、児童虐待を未然に防ぐような取組が行えるよう努めるとともに地域に愛される保育園づくりを目指し、地域行事への積極的参加、世代間交流の場を充実させる。

（３）経営基盤の強化

待機児童の解消を図り、さらなる保育士の確保に努め、入所児童の受入れを推進することにより永続的にサービスを提供できる経営基盤の強化を図る。

特別保育事業（延長保育・一時預かり事業・障害児保育・療育支援）の充実を図り経営の安定に努めるとともに、月次実績報告の分析を活かして事業コスト意識の醸成や経費の効率的な執行に努める。

また、幼児教育無償化制度の実施に伴う業務について、関係機関と連携を図り、円滑な対応を検討する。

（４）人材の育成

新保育所保育指針の改訂内容の理解を深め、個々を大切にしたサービスの提供、保育技術の向上、保育士の専門的な知識の習得に努める。特に新任職員については直接指導者による育成の充実を図る。

同胞保育園と合同で新任保育士としての資質向上を目的としたマニュアル作成を行うとともに、新任職員研修の強化について検討する。

支援を要する子どもの増加に対応するため、外部研修への積極的参加や施設内研修の機会を増やすとともに、保育士相互の保育参観を実施し保育技術の向上を図る。

7　地域子育て支援拠点事業　南部親子つどいの広場

（１）質の高いサービスの提供

鹿児島市の子ども・子育て支援施策の一端を担う事業として、鹿児島市南部保健センターとの連携のもと、子育て中の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流する場の提供に努める。

事業団が取り組んでいる各福祉分野での豊富な知識、実績、多種多様な人材を活用した専門的な講座、相談をはじめ、自主提案事業（ノーバディズパーフェクト講座等）の実施により、子育てに係る不安感の緩和、充実感を得られるよう的確な支援を行う。

個々の家庭ニーズを把握し、必要に応じて地域の情報提供や社会資源に繋ぐ利用者支援事業を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する。

また、地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」を活用して自己評価を行いサービス向上に努める。

（２）地域福祉の推進

鹿児島市南部保健センターや地域の関係機関との連携を図るとともに、子育て支援に関する共同事業の実施を展開しながら、地域の子育て力の向上とそれを支援する支援機能の充実を図る。

また、保健師等関係者と地域の様々な子育て環境の情報交換を行い、地域で孤立化している親子等の子育て支援の充実を図る。

（３）経営基盤の強化

指定管理者として基本協定を切実に履行し、鹿児島市との信頼関係を深めるとともに管理運営の適切な執行を行う。

常に利用者のニーズに沿った事業内容の実施により、利用者の安定的確保と各種事業の充実を図る。

（４）人材の育成

職員研修規程に基づき実施する研修への参加や、地域子育て支援拠点事業所の支援者として資質を高めるために親子つどいの広場に関する専門研修参加や資格（子育て支援員、子育て支援コーディネーター等）の取得のための研修に年間を通じて参加する。

様々な子育て支援に関する講座への参加による内部講師の育成やコーディネート力、コミュニケ―ション力などのソーシャル技術の向上に努める。

８　母子生活支援施設　　定員20世帯

（１）質の高いサービスの提供

様々な課題を抱える母子世帯に対し、母親と子どもそれぞれの課題を正しく理解し、生活の安定支援、就労支援、心理的対応、退所支援、アフターケアという一連の過程において、一貫性のある切れ目のない支援を展開する。

母親の様々なニーズに対応し、児童の学力向上や補完保育を充実させるために、研修会や勉強会を行いながら、支援のあり方について検討するとともに、支援を担う職員の専門性や資質の向上に努め、心理的課題を抱えた母子に対しては専門的ケアを活用するなど、施設機能を十分活かしたよりきめ細やかな支援に努める。

利用者が安心して快適な生活を送ることができるよう、事件・事故の未然防止に努めるとともに、不審者等への対応について、警察・警備会社との連携を強化する。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

（２）地域福祉の推進

地域の関係機関等との連携を密に図るとともに、地域子育て支援として子育て短期支援事業や一時保護委託事業を積極的に受入れ、地域福祉の推進に努める。

また、施設の地域交流室を活用し、ふれあい交流会や身近なテーマでのふれあい講演会等を計画的に実施し、利用者や地域在住の退所者等との交流を深める。

（３）経営基盤の強化

利用者の自立支援に努めるとともに、各市町村等の関係機関へ広報活動を行うことで周知を図り、支援を必要とする母子を積極的に受入れ、利用者の確保に努める。

また、月次実績報告を活かして経営意識の醸成を図るとともに、施設の効率的な管理運営や事業執行に努める。

（４）人材の育成

複雑化・多様化する利用者のニーズに的確に対応するため、法令等必要な専門知識や支援技術の習得ができるよう専門研修の充実・強化に努め、心理専門家等を交えたコンサルテーションを実施し、支援の質の向上を図る。

職員一人ひとりのキャリアに合わせた各種の研修会への積極的な参加や外部講師による施設内研修、婦人保護施設との合同研修を実施し、より専門性の高い技術の向上に努める。

９　障害者支援施設　ゆすの里　　日中活動定員80人　施設入所定員70人

（１）質の高いサービスの提供

リハビリテーションをメインサービスとした県内唯一の障害者支援施設として、個別支援計画に基づき、個々の障害の特性に応じた理学療法、作業療法、言語･心理・認知療法など質の高い福祉サービスの提供に努める。

また、生活訓練においては、趣味活動を取り入れ、利用者個人でやりたいことを意欲的に実践する機会を提供し、心身の機能回復、スケジュール管理能力の向上等を図る。

生活介護における生産活動については、さらなる活動意欲の向上を図るため、常設展示場において生産品を販売する機会を増やし、売上げ増大を図る。

利用者の就労促進を図るための就労前プログラム（仮称）の策定に向け、就労セミナーを実施するとともに、職場実習等の一層の充実・改善に努める。

相談支援事業においては、市町村及び関係機関、地域社会と連携した支援ネットワークの構築を図り、利用者の意思が適切に反映された福祉サービスが効果的に提供されるよう努める。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

「利用者の安全は全てに優先する」ことを全職員に周知徹底するとともに、防災訓練や消防設備の点検･整備、食中毒や感染症予防に必要な点検を定期的に行うなど、安全･安心な生活環境づくりに努める。

（２）地域福祉の推進

地域における公益的な取組を推進するため、施設の持つ人的資源を生かし、地域住民を対象とする無料開放講座を開催する。開催に当たっては、地域住民のニーズを踏まえ、地区公民館等を活用した出張形式による無料開放講座についても充実させる。

地域に愛され、地域に開かれた施設を目指して開催する夏まつりについては、地域やボランティア、関係団体等の協力を得ながら、地域と一体となったイベントとなるよう、さらなる充実を図る。

地域の自立支援協議会の一員として、関係機関との連携を図りながら、障害者の虐待･差別防止や就労促進を図るなど福祉課題に取り組む。

（３）経営基盤の強化

経営計画に基づく経営指標の目標値について全職員が共有し、積極的に広報活動を行うなど利用者の確保に努めるとともに、徹底した経費節減に努めるなど、職員一体となって目標達成に取り組む。

社会福祉関係法令を遵守した経営に努めるとともに、職員会議を通じて職員一人ひとりに対し、コンプライアンスの重要性について意識啓発を図る。

（４）人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、県外研修、職場内研修等により、職員の資質と支援スキルの向上に努める。また、職員会議において、職場内研修の一環として、研修内容のフィードバックを図るとともに、施設における職種や経験に応じた研修プログラムを策定する。

職員一人ひとりの支援スキルの向上や資格取得の支援を図り、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場環境づくりに努める。

10　障害福祉サービス事業　リハステーションゆず　　定員20人

（１）質の高いサービスの提供

高次脳機能障害者に対し、その障害特性に応じた作業療法・認知療法等の基礎訓練や日常生活訓練、グループワーク、就労準備訓練を行い、社会参加の促進を図る。

生活訓練については、就労に向けての訓練プログラムの充実を図るために、利用者個人の特性を網羅できるアセスメント表を作成する。

生活介護においては、訓練プログラムの充実と訓練意欲の向上を図るため、生産活動の導入についての検討を行う。

個別支援計画の作成に当たっては、高次脳機能障害の特性に応じた的確なサービスを提供できるように努める。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

（２）地域福祉の推進

県内唯一の高次脳機能障害者を主たる対象とした通所型障害福祉サービス事業所として、地域の自立支援協議会や相談支援事業所、医療機関、行政機関、家族会等と連携を密にし、高次脳機能障害者に対する支援の必要性や重要性を発信する。

（３）経営基盤の強化

経営基盤の確立に向けて、全職員が一丸となり医療機関、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等関係機関への積極的な広報活動を行い、利用者の確保に努めるとともに、徹底した経費節減に取り組み、経営の安定化を図る。

社会福祉関係法令等を遵守した経営に努めるとともに、職員会議等を通じて職員一人ひとりに対し、コンプライアンスの重要性について意識啓発を図る。

（４）人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、県外研修、所内勉強会等により、職員の資質向上を図る。特に高次脳機能障害については、県内外の研修会・講習会等に積極的に参加するとともに、先進地施設での実務・体験研修への参加に向けた情報収集を行う。

また、職員一人ひとりの支援スキルの向上や資格取得への支援を図り、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場環境づくりに努める。

11　障害者支援施設　川内自興園　　日中活動定員140人　施設入所定員100人

（１）質の高いサービスの提供

事業団基本理念や職員倫理綱領を念頭に、利用者や家族のニーズを的確に捉え、利用者一人ひとりのおもいを大切にした個別支援の提供を行う。

外部講師による余暇活動の充実を図り、より効率的・効果的で利用者や家族等に満足してもらえるサービス提供に努める。

施設における看取りについては実態調査や研修への参加を行うことで、職員の看取りについての理解を深める。

共同生活援助においては、地域のコミュニティとの良好な関係を築きつつ、安全・安心な生活環境のもと充実した地域生活を過ごせるよう支援するとともに、個々のニーズに応じた福祉サービスを選択できるよう配慮し、地域移行に向けた支援に取り組む。

特定相談支援事業・障害児相談支援については、相談者本人や家族等のおもいを実現できるよう、各関係機関との支援ネットワークの構築を図るとともにサービス担当者会議等の充実を図る。

多種にわたる福祉サービスを効率的かつ効果的に提供することができるよう、事業相互間の連携を図るとともに、職員の配置を含めた運営・管理体制の見直しを検討する。

施設内サービス評価を実施し、自己評価や利用者アンケート等を通じて施設の課題と利用者のニーズを明確にし、サービスの質の向上を図る。

（２）地域福祉の推進

地域のニーズに的確に対応するため、地域の福祉・就労・医療等の関係機関との連携を図りながら、通所事業や短期入所等の拡充を図り、地域福祉の推進に努める。

定期的に地域のスーパーで実施しているエコ活動（資源ごみ回収作業）を継続するとともに、新たな取組として、「親なきあと相談室（仮称）」の開設についての実態調査を行う。

地域に定着して多くの参加者が訪れる「川内自興園春まつり・秋まつり」の運営方法を適宜見直し、利用者、家族、地域住民等がより満足できる交流行事に発展させる。

（３）経営基盤の強化

経営計画に基づく経営指標の目標を全職員で共有し､適切な予算執行を行うとともに、障害福祉に係る制度改正等の動向等について、情報の収集や分析を行いながら利用者の利用率充足と増収の可能性を探りつつ、適正な利用定員、職員の適正配置等について調査する。その中で、今年度は施設入所定員100人の男女内訳数の変更と、就労継続支援Ｂ型事業の定員変更について方向性を検討する。

広報活動と地域への情報発信の手段として、ホームページの活用と「ＦＭさつませんだい」に定期的に出演し、施設の広報と利用者の確保に務める。

（４）人材の育成

職員研修計画に基づき、全ての職員が質の高いサービスを提供できるよう、特に事業ごとの専門的研修の機会を増やすとともにＯＪＴの強化を図り、業務マニュアルの見直しを行いながら、個々の職員のスキル向上を図る。

人材確保と定着を図る観点から、充実した福利厚生制度の活用や職員の健康づくりを推進し、生産性の向上と職員の健康の両立を目指す、いわゆる「健康経営」に努るとともに、職員が働きやすく風通しのよい職場環境づくりに努める。

12　障害児通所支援事業　チャイルドクラブあおぞら　　定員10人

（１）質の高いサービスの提供

事業団の理念・職員倫理綱領を念頭に、障害児支援利用計画に基づき家族等の思いを受け止め、学校から家庭に帰るまでの間や学校が休みの時に安心して過ごせる場所としての機能や豊富な知識・経験を有する職員の配置など支援体制の構築に努める。

新たな建物でのサービス提供が、安心・安全なものとなるようマニュアル等の整備を行いながら、自立支援と日常生活の充実のための活動を提供し、ニーズに即した質の高いサービス提供に努める。その中で、療育機能を強化するため、新たに月１回の言語聴覚士による言語療法教室や言語療育に関する相談受付を実施する。

個別支援会議、サービス担当者会議を定期的に開催し、本人や家族、各事業所、学校との密な連携を図りながらサービスの提供を行う。

（２）地域福祉の推進

川内自興園の相談支援事業所を含めた多機能事業所の専門性を活かすとともに、緊密な連携を図りながら、地域における公益的な取組として、こども食堂の開催について実態調査を行う。

薩摩川内市自立支援協議会子ども部会への参加をはじめ、学校や相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、地域の障害児のニーズを把握するとともに、薩摩川内市福祉計画を踏まえ、地域福祉に貢献できる障害児通所支援事業所としてあり方を検討する。

（３）経営基盤の強化

新しい建物でのサービス提供開始となるため、広報活動と地域への情報発信を行いながら、地域の福祉ニーズの把握に努めるとともに、学校休業日のサービス提供時間開始時間を変更することで、利用者の確保と新たな需要開拓に取り組み利用登録者の増加と利用率の向上を図る。

障害福祉に係る制度改正等の動向を常に注視し、情報の収集や分析を行いながら、利用ニーズに対応した専門職員の配置をはじめ、広域送迎への対応等を検討する。

（４）人材の育成

生活能力向上のために必要な訓練技術の習得のための研修等の専門的研修の機会の確保やＯＪＴの充実など、職員研修計画に基づく個々の職員のスキルの向上を図るとともに、サービスのあり方や質について、職員が意識して取り組める風通しのよい働きがいのある職場環境づくりに努め、職員が定着するように努める。

13　かごしま障害者就業・生活支援センター

（１）質の高いサービスの提供

共生社会の実現を前提として、就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、障害者からの相談に丁寧に応じるとともに、障害者の就職後の雇用管理に係る助言を事業主に対して行うほか、障害者に対して障害者職業センターや事業主により行われる職業準備訓練や現場実習等のあっせんを行う。

生活困窮者等のうち障害が窺われる方々への就労促進と職場定着に向け、専任の支援担当者を配置し、各関係機関と連携を図りながら支援を行う。

障害者雇用に初めて取り組む事業所に対し、公共職業安定所と連携を図りながら各種制度及び助成金の説明、情報提供を行い、企業が障害者雇用に対して不安を感じないように支援を行うとともに、雇用体験を実施することにより、雇用の場の拡大を図る。

在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携して職場への定着状況を把握し、エンパワーを引き出す支援を実施するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、安定した職業生活を送ることができるよう支援する。

就業支援と同時に、他機関との連携により役割分担を行いながら、地域社会で生活する上でのライフサイクル・バランスに応じた生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への必要な支援を提供する。

センターに関する周知を図り、適正な運営のための相談者の確保に務めるとともに、地域の就労定着支援事業所との連携を図り、就労定着支援の充実を図る。

（２）地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催するとともに情報収集・発信を行い、支援の充実・強化を図る。

また、地域における就労支援の推進を図るため、就労支援セミナーや巡回相談等を実施する。

（３）経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行に努めるとともに、センター運営実績評価における課題解決に努め、信頼されるセンター運営を行う。

（４）人材の育成

支援対象者の多様化する就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、支援を実施する上で必要となる知識及び技術の習得に努め、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外専門研修を含めた職員研修を充実させ、支援員の専門性の強化を図る。

14　ほくさつ障害者就業・生活支援センター

（１）質の高いサービスの提供

共生社会の実現を前提として、就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため、障害者からの相談に丁寧に応じるとともに、障害者の就職後の雇用管理に係る助言を事業主に対して行うほか、障害者に対して障害者職業センターや事業主により行われる職業準備訓練や現場実習等のあっせんを行う。

障害者雇用に初めて取り組む事業所に対し、公共職業安定所と連携を図りながら各種制度及び助成金の説明、情報提供を行い、企業が障害者雇用に対して不安を感じないように支援を行うとともに、雇用体験を実施することにより、雇用の場の拡大を図る。

在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携して職場への定着状況を把握し、エンパワーを引き出す支援を実施するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、安定した職業生活を送ることができるよう支援する。

就業支援と同時に、他機関との連携により役割分担を行いながら、地域社会で生活する上でのライフサイクル・バランスに応じた生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への必要な支援を提供する。

センターに関する周知を図り、適正な運営のための相談者の確保に務めるとともに、地域の就労定着支援事業所との連携を図り、就労定着支援の充実を図る。

（２）地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催するとともに情報収集・発信を行い、支援の充実・強化を図る。

また、地域における就労支援の推進を図るため、就労支援セミナーや巡回相談等を実施する。

（３）経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行に努めるとともに、センター運営実績評価における課題解決に努め、信頼されるセンター運営を行う。

（４）人材の育成

支援対象者の多様化する就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、支援を実施する上で必要となる知識及び技術の習得に努め、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外専門研修を含めた職員研修を充実させ、支援員の専門性の強化を図る。